平成２９年（フ）第２２号
岐阜県高山市国府町名張1599番地５、住民票上の住所岐阜県高山市国府町広瀬町205番地
１　桜野団地117号室
債務者　関口　正二
1　決定年月日時　平成29年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２９年（フ）第３０号
静岡県賀茂郡東伊豆町奈良本1248番地の１
エリゼ熱川814号
債務者　上澤　リカ
1　決定年月日時　平成29年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２９年（フ）第８５１号
愛知県あま市木田加瀬64番地１　ユースフル加瀬Ｂ棟１Ｃ
債務者　後藤　正雄
1　決定年月日時　平成29年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１３２１号
名古屋市守山区茶臼前17番13号　サクラハイツ203号
債務者　向井　房美
1　決定年月日時　平成29年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１６６号
三重県津市久居元町1866番地　ディアス元町203、前住所三重県津市戸木町1990番地
債務者　箕田　恵子
1　決定年月日時　平成29年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第６９号
三重県伊賀市西明寺1375番地の１
債務者　細山　正行
1　決定年月日時　平成29年９月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２９年（フ）第１１６号
奈良県葛城市疋田259番地19
債務者　生野　和英
1　決定年月日時　平成29年９月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第１６５号
奈良県磯城郡田原本町大字法貴寺417番地の１　イングス法貴寺202号室
債務者　岡野　悦朗
1　決定年月日時　平成29年９月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第１６６号
奈良県磯城郡田原本町大字法貴寺417番地の１　イングス法貴寺202号室
債務者　岡野　晴美
1　決定年月日時　平成29年９月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第１６９号
奈良県橿原市上飛驒町153番地の６　日高山団地Ｎ－３
債務者　藤井　直樹
1　決定年月日時　平成29年９月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第１７２号
奈良県北葛城郡王寺町葛下２丁目１番１－209号
債務者　田中　淳子
1　決定年月日時　平成29年９月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第９０号
鳥取県米子市大崎2275番地144、前住所鳥取県米子市角盤町１丁目80番地
債務者　原　　弘
1　決定年月日時　平成29年９月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２９年（フ）第９３号
鳥取県西伯郡日吉津村大字日吉津477番地１　パルタージュ105、前住所鳥取県西伯郡日吉津村大字富吉77番地の８
債務者　國島　未来
1　決定年月日時　平成29年９月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２９年（フ）第９５号
鳥取県米子市長砂町909番地５
債務者　眞先　央貴
1　決定年月日時　平成29年９月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２９年（フ）第１０２号
鳥取県米子市東福原３丁目９番35－502号、前住所鳥取県米子市尾高1035番地
債務者　森元　真央（旧姓長岡）
1　決定年月日時　平成29年９月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２９年（フ）第７０号
広島県尾道市高須町4835番地21　サンビレッジ高須Ｂ202
債務者　門田　成美（旧姓宮本）
1　決定年月日時　平成29年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２９年（フ）第１７６号
徳島県小松島市小松島町字北浜38番地　松原荘２階207
債務者　溝濵健太郎
1　決定年月日時　平成29年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
徳島地方裁判所民事部